

「防災・危機管理六法」

はしがき(論点抜すい)

今後、減災社会の実現を図るためには、各種災害について、予防、応急及び復旧・復興の各段階にわたる対策を戦略的に展開することがますます重要

そこで、国、地方公共団体、関係機関等が緊密に連携して、防災対策やその推進体制の充実に努めている

さらに、近年、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、国民の生命、財産を保護することを目的とした有事法制の整備の進展等も相まって、国民の防災や危機管理への関心はこれまでになく高まり

出典:平成19年10月 災害対策制度研究会
(新日本法規)

目次から(主なもの抜すい)

災害対策基本法

建築基準法 水防法 砂防法

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

海岸法 森林法 港湾法 道路法

災害救助法

日本国憲法

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律…

【参考】災害対策基本法

【住民等の責務】

第7条

- 2 地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。

【防災信号】

第52条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の勧告及び指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特段の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

- 2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

【発見者の通報義務】

- 第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

【罰則】

第114条 第76条第1項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第116条 第52条第1項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

10万円以下の罰金又は拘留に処する。

など

「いわき市地域防災計画」

- 1 いわき市、関係機関及び市民が総力を結集、
 - 2 平常時から災害に対する備えと
 - 3 災害発生時における適切な対応
- を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に災害対策基本法第42条の規定に基づき、いわき市防災会議が作成する

一般災害対策(風水害・土砂災害等)、震災対策は、

- 1 災害予防計画(災害発生の未然防止、平常時から実施すべき諸施策)
 - 2 災害応急対策計画(発生防御、被害軽減、被害拡大防止)
 - 3 災害復旧・復興計画(民生安定措置、原形復旧、将来の災害への備え)
- を、その他、事故対策、個別災害対策及び資料・様式に区分して計画されている

防災施策の大綱

防災都市づくり

都市基盤の整備、建築物等の耐震不燃化や防災性を考慮した都市緑地、避難路としての幹線道路の整備や避難場所としてのオープンスペースの確保、景観や自然と調和した土砂災害対策

いざというときに即応できる防災体制

二次災害の防止、被災者の生活確保及び社会経済活動の早期回復を図るための緊急対応能力の強化、関係機関との連携
地域ぐるみの防災体制

市民や事業者の日頃からの災害への備えと的確な災害時の対応が、災害時の被害を軽減する上で大きな力となることから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図る

【参考】災害救助法による救助基準(抜すい)

【収容施設の供与】

避難所には、災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容するものとする

避難所には、学校、公民館等の既存の建物をあてることを原則とするが、これら適当な建物が得がたい場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営するものとする

【応急仮設住宅】

住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする

1戸あたり基準29.7m²

【炊き出しその他による食品の給与】

避難所に収容された者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けたために炊事のできない者及びこれらの被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする

【被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与】

住家の全壊、全焼、焼失、半壊または、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする

救出を実施する期間は3日以内

「正常化の偏見」

異常事態が発生しても日常的なスキーマ*1による解釈をやめず、事態を楽観視して深刻に受けとめないことを、災害心理学*2の分野では「正常化の偏見」または、「日常化バイアス」(normalcy bias)と呼んでいる。

例えば、地下鉄サリン事件では、被害を受けた人々の多くが鼻水や咳、息苦しさを感しながらも、最初は「風邪ひいちゃったかな」「これは睡眠不足からくる疲労かな」「今日の貧血はひどいなあ」などと考えていた。これが正常化の偏見である。

出典：原子力防災基礎用語集

*1スキーマ 「お化けが出たらどうしよう・・・」とビクビクしている時に、何でもないものが幽霊に見えたり、また、友人同士の会話に途中から加わった場合に、話の内容を全く勘違いして受け答えしてしまったりという経験は、誰にでもあると考えられる。このような見まちがい・聞きちがいは、人間が、自分のすでに持っているイメージやそれまでの話の流れ(文脈)に基づいて、入手した情報を判断しているために起こる。心理学の分野では、人々が持っているこのようなイメージ、文脈、知識や記憶の‘まとまり’のことをスキーマ(Schema)という。「スクリプト(Script)」、「フレーム(Frame)」ということもある。

*2災害心理学 災害に対する人間の心理的な反応や災害時の行動など、災害と人間心理の関係を研究する分野のことである。災害心理学は、災害前後の心理的な状態を研究することで、災害の予防、人間的な要因による二次被害拡大の防止を目的とする。

【参考】災害(風水害)と地名

洪水氾濫区域内の地名

アイダ、アガワ、アサイ・アサヒ、アソ・ア
ゾ・アサ、アナ、アマ、アヲキ・オオギ・アヲ
ギ、イナ、イノ・イノウ、イマイ・イモイ、ウ
タ・ウダ、エガワ、エダ・エド、エムラ・エノ
ムラ、カガ、カセ・カゼ、カチ・ガチ、カマ、
カモ、キライ、クキ・クグ、コウチ・カワチ・
カワウチ、ゴミ・ゴモウ・ゴミョウ、サコ、シ
バ、スカ・スガ・ズカ、スノウチ・スナウチ、
ゾウタ・ソウダ、ソオツ、ソネ、タイ、タキ・
ダキ・タケ、タト・タド、ダン、ツボ、テシマ、
ドテ、ドメキ・ドメキ、トミ、ナダ、ナガハ
マ、ナカ・ナカムラ、ナガレダ、ナベ・ナメ、
ナラ、ニタ・ニイダ・ニユータ、ヌタ、ニユウ・
ニフ、ノダ、ハイバラ・ハイバル、ハキ・ハ
ギ、ハヤシ・ハイシ、ヒジ、ヒロ、フクラ、フ
ケ、フタ・フダ・ブタ、フワ・フバ、ミスキ・ミ
ズ(ヅ)キ、ミノ、ミマ・ミヨシ、モチ、ヤス、
ワダ、ワタリ、ワジキ

崩壊に関する地名

アズ(ヅ)・アツ、アマ・アマベ、アラシ、ア
ワ、イタ、ウメ、カキ・カギ、カツラ・カツウ
ラ、カノ、カンカケ・カギカケ、キヅ、クエ・
クイ、クキ、クリクマ、クレ・クリ、クワ、ケタ、
サル・ザレ・サレ、ソガ、タキ・タケ・ダケ、
チ(ジ)ヅキ、ツエ、ツカ、ツバ・ツバキ、ハ
カ・ハガ・ハゲ、ホキ・ホケ、ハクチ、フキ・
フケ、ヒラ、ミマキ

その他の地名

イイボ、ウマ、オソ・オゾ、カシ、カタ、クマ、
コマツ、サクラ、シシ、シノ、ソオ、タカギ
シ、タワ・タヲ、ツキ、ツル、ハシダテ、フセ、
ミサカ、ミノコシ

出典：消防防災博物館 <http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi>

「防災」

1. 平常時の備え

家具などの転倒防止対策の実施

家庭内備蓄の実施と管理(2～3日分の食糧、飲料水)

非常持出品の準備(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池など)

災害時の避難場所の確認

災害時の家庭内の連絡方法の確認

自宅周辺で災害時に注意が必要となる箇所(危険箇所、災害時要援護者)の把握

2. 発災時の行動

正しい情報に基づく自らの身を守るための避難等の適切な行動

自宅若しくは周辺住宅で発生した火災の初期消火

近隣の負傷者や災害時要援護者の行動の補助、介助

避難所の運営への協力

公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動への協力

「自らの身の安全は自らが守る」という意識

【参考】防災(ハザード)マップ

災害危険(リスク)を把握し、地域ぐるみでの減災対策(コミュニケーション)を図るために…

いわき市防災マップ

土砂災害危険箇所(法に基づき県知事指定)
土石流危険渓流・危険区域
地すべり危険箇所
急傾斜地崩壊危険箇所

土砂災害警戒区域(法に基づき県知事指定)

いわき市洪水ハザードマップ

洪水想定区域
(県による水系別洪水氾濫解析データに基づく)

いわき市津波ハザードマップ

沿岸津波浸水想定区域
(県によるシミュレーションに基づく)

活用にあたって

- 「危険箇所」を知る
- 「災害(事態)」を想定する
- 「逃げる」意識と「行動」する力

…

検討すべきことから

- 調査・予測の「不確実性」
- ハード対策の「想定外力」
- 比較的安全な「避難場所」の選考
- 比較的安全な「避難経路」の選考

…

いわき市公式HPトップ > 防災 > ハザードマップ <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/bosai/5094/index.html>

参考：「危機管理」とは？（田中正博著「危機管理」より）

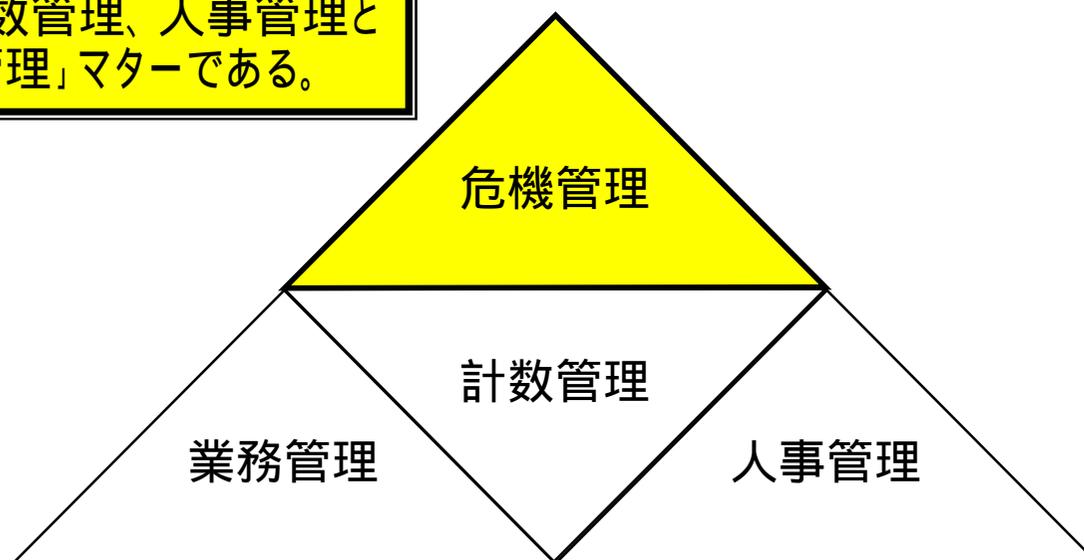
誰のためでもない、

自分と自分の家族の生活を守るために・・・

「知識」より「意識」が重要

「ちょっと変だな？」「これで大丈夫かな？」と感じる意識

「危機管理」は業務管理、計数管理、人事管理とともに管理職の「第4の必須管理」マターである。



参考：「ハインリッヒの法則」(田中正博著「危機管理」より)

産業災害における「ハインリッヒの法則」とリスク防止による「危機管理意識」の重要性

